

目次

第一章及び第二章（現行のとおり）

第三章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第一節から第三節まで（現行のとおり）

第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第二十九条）

第五節 林野火災の予防（第二十九条の二・第二十九条の三）

第四章から付則まで（現行のとおり）

（目的）

第一条 この条例は、東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四の規定により消防事務を東京都に委託した地方公共団体の区域における消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）の規定に基づく火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準等、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等、消防用設備等の技術上の基準の付加並びに火災に関する警報（法第二十二條第三項の規定により発せられた火災に関する警報をいう。以下同じ。）の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

第二条から第二十八条まで（現行のとおり）

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第二十九条（現行のとおり）

一及び二（現行のとおり）

三 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

四 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

五 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

目次

第一章及び第二章（略）

第三章（略）

第一節から第三節まで（略）

第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第二十九条）

（新設）

第四章から付則まで（略）

（目的）

第一条 この条例は、東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四の規定により消防事務を東京都に委託した地方公共団体の区域における消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）の規定に基づく火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準等、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等、消防用設備等の技術上の基準の付加並びに火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

第二条から第二十八条まで（略）

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第二十九条（略）

一及び二（略）

三 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。

四 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

五 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰または火粉を始末すること。

六 屋外において裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為（前各号に定める行為を除く。）をしないこと（第二十九条の三に規定する警報が発せられた場合に限る。）。

第五節 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第二十九条の二 知事は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条の規定に基づき知事がたてる地域森林計画又は同法第七条の二の規定に基づき関東森林管理局長がたてる地域別の森林計画の対象となる区域に、林野火災に関する注意報を発することができる。

2| 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、当該注意報が発せられた区域内に在る者は、前条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3| 知事は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定により火の使用の制限に従うよう努めなければならない対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第二十九条の三 知事は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第二十九条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第三十条から第五十九条の三まで （現行のとおり）

（消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出）

第六十条 （現行のとおり）

一 （現行のとおり）

二 煙火（玩具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け

三から五まで （現行のとおり）

六 裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為（第二十九条の二第一項に規定する区域において、一月から五月までの間に行う場合に限る。）

六 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

（新設）

（新設）

（新設）

第三十条から第五十九条の三まで （略）

（消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出）

第六十条 （略）

一 （略）

二 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け

三から五まで （略）

（新設）

第六十条の二から第六十八条まで (現行のとおり)
別表第一から別表第七まで (現行のとおり)

第六十条の二から第六十八条まで (略)
別表第一から別表第七まで (略)